

点検業務を受託した一般用電気工作物に関する事故の報告について

平成20年11月11日
原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部四国支部

中国四国産業保安監督部四国支部は、平成20年11月1日、電気事業法施行規則の一部を改正する省令(平成20年経済産業省令第73号。本年11月1日施行。)の施行に伴い、既に登録点検業務受託法人である者に対して、点検業務を受託した一般用電気工作物に関して死亡事故等の重大事故が発生したときには、その事故の発生を知ったときから可能な限り速やかに報告することを通知しましたので、お知らせします。

(本件に関するお問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者:見村課長、長井

電話:087-811-8584

URL:<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/>

経 済 産 業 省

平成20・10・01産保四第1号
平成20年11月1日

徳島県電気工事業工業組合
理事長 西野 公夫 殿

中国四国産業保安監督部長 守屋 雅



点検業務を受託した一般用電気工作物に関する事故の報告について

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第100条の3の規定に基づき、点検業務を受託する事業の適正な実施を確保するため、下記の対応を求めます。

記

点検業務を受託する一般用電気工作物に関して、以下に掲げる事故が発生したときは、その事故の発生を知ったときから可能な限り速やかに、別紙様式に事故があった一般用電気工作物に係る点検業務の直近の実施記録を添えて報告すること。

<報告の対象となる事故>

- 一 感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）
- 二 電気火災事故（一般用電気工作物を設置する家屋等の半焼以上の場合に限る。）

（電力安全課主管）

経 済 産 業 省

平成20・10・01産保四第1号
平成20年11月1日

香川県電気工事業工業組合
理事長 大坪 廣巳 殿

中国四国産業保安監督部長 守屋 雅



点検業務を受託した一般用電気工作物に関する事故の報告について

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第100条の3の規定に基づき、点検業務を受託する事業の適正な実施を確保するため、下記の対応を求めます。

記

点検業務を受託する一般用電気工作物に関して、以下に掲げる事故が発生したときは、その事故の発生を知ったときから可能な限り速やかに、別紙様式に事故があった一般用電気工作物に係る点検業務の直近の実施記録を添えて報告すること。

<報告の対象となる事故>

- 一 感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）
- 二 電気火災事故（一般用電気工作物を設置する家屋等の半焼以上の場合に限る。）

（電力安全課主管）

経 済 産 業 省

平成20・10・01産保四第1号
平成20年11月1日

高知県電気工事業工業組合
理事長 竹内 正一 殿

中国四国産業保安監督部長 守屋 猛



点検業務を受託した一般用電気工作物に関する事故の報告について

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第100条の3の規定に基づき、点検業務を受託する事業の適正な実施を確保するため、下記の対応を求めます。

記

点検業務を受託する一般用電気工作物に関して、以下に掲げる事故が発生したときは、その事故の発生を知ったときから可能な限り速やかに、別紙様式に事故があった一般用電気工作物に係る点検業務の直近の実施記録を添えて報告すること。

<報告の対象となる事故>

- 一 感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）
- 二 電気火災事故（一般用電気工作物を設置する家屋等の半焼以上の場合に限る。）

（電力安全課主管）

(様式)

報告日：平成 年 月 日

1. 報告者名等 1) 名称 2) 事業所の所在地 3) 連絡先
2. 事故の概要及びその被害の状況
3. 事故の発生日時
4. 事故が発生した一般電気工作物の設置者名等 1) 名称 2) 設置場所
5. 事故の原因
6. 事故があった一般電気工作物に係る直近の点検の日
7. 事故があった一般電気工作物に係る点検の頻度

(参考)

経済産業省

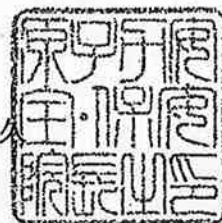
平成 20・10・30 原院第 6 号

平成 20 年 11 月 1 日

愛媛県電気工事工業組合

理事長 黒田 和夫 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



点検業務を受託した一般用電気工作物に関する事故の報告について

原子力安全・保安院は、電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年経済産業省令第 73 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、改正省令附則第 3 条の適用を受ける法人に対し、別紙（NISA-234a-08-3）のと通りの対応を求めることとしました。

つきましては、改正省令附則第 3 条の適用を受ける貴組合におかれましても、別紙に従った対応をとるようお願いいたします。

経済産業省

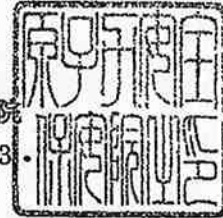
平成 20・10・30 原院第 6 号

平成 20 年 11 月 1 日

点検業務を受託した一般用電気工作物に関する事故の報告について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-234a-08-3



原子力安全・保安院は、電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年経済産業省令第 73 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、点検業務（改正省令による改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第 96 条第 1 号口の点検業務をいう。）を受託する事業の適正な実施を確保するため、新規則第 96 条第 1 号の登録を受けた法人（改正省令附則第 3 条の規定により登録を受けたとみなされる法人を含む。）に対して、下記の対応を求めることとする。

記

点検業務を受託した一般用電気工作物に関して、以下に掲げる事故が発生したときは、その事故の発生を知った時から可能な限り速やかに、別紙様式に事故が発生した一般用電気工作物に係る点検業務の直近の実施記録を添えて報告すること。

<報告の対象となる事故>

1. 感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）
2. 電気火災事故（一般用電気工作物を設置する家屋等の半焼以上の場合に限る。）



(様式)

報告日：平成 年 月 日

1. 報告者名等 1) 名称 2) 事業所の所在地 3) 連絡先
2. 事故の概要及びその被害の状況
3. 事故の発生日時
4. 事故が発生した一般用電気工作物の設置者名等 1) 名称 2) 設置場所
5. 事故の原因
6. 事故があった一般用電気工作物に係る直近の点検の日
7. 事故があった一般用電気工作物に係る点検の頻度